

## 設立趣意書

犯罪や災害に遭遇した被害者及びその家族、遺族（以下、「被害者等」という。）は、生命、身体、財産上の被害だけでなく、被害後に生じる精神面や経済面での様々な問題に苦しめられるなどの二次的被害を受けているにもかかわらず、十分な支援が行われていませんでした。

近年、被害者等や被害者支援に携わる人達の活動により、被害者の実態や被害者支援の必要性が社会的に認識されるようになり、関係機関や団体による被害者支援が進んでいます。

しかし、被害者等の中には、心身の重い後遺症で苦しむ被害者や、一家の働き手を失い生活に窮する遺族、度重なる手術や治療費の負担に悩む家族、お互いを責めながら崩壊に向かう家族、あるいは公的機関に相談することへの抵抗感から孤立する被害者等がいることも事実であり、これら被害者等の多様化するニーズに的確に対応できる十分な社会的支援システムが構築されているとは言えません。

このような状況を補うため、今、全国各地で民間ボランティアによる被害者支援組織が設立されており、平成10年にはこれらの民間の被害者支援組織が「全国被害者支援ネットワーク」を結成して「犯罪被害者の権利」を宣言するなど、積極的な被害者支援が行われています。

そこで、被害者等の悲惨な状況を改善するための社会的支援システムを確立するとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とした『神奈川被害者支援センター』を設立するものです。

本設立趣意書は、神奈川被害者支援センター設立総会（平成13年5月11日）でセンターの被害者支援活動の基本理念を示すべく採択されたものです。